

# 摂津市入札参加資格審査申請書作成要領

(令和5・6年度新規登録申請用)

## 第1章 登録フォーム及び申請書類全般について

### 1. 印鑑について

各様式には、下表に従い押印して下さい。

様式	本店取引の場合	支店等取引(委任あり)の場合
委任状(様式6)の申請者欄	-	実印
委任状(様式6)の受任者欄	-	支店長等の印
口座振込届出書(様式9)	実印	支店長等の印
使用印鑑届(様式5)の申請者欄	実印	支店長等の印
使用印鑑届(様式5)の使用印	※	※

※使用印は、契約書や請求書に押印する印鑑を指定して下さい。

また、入札の際にもこの印鑑を使用して下さい。

### 2. 商号又は名称の表記について

登録フォーム、使用印鑑届(様式5)、委任状(様式6)及び口座振込届出書(様式9)の商号又は名称の欄は、下記の要領にしたがって記載してください。

#### (1) 商号又は名称(漢字)の記載例

##### ア 法人の場合

法人名称は略語を使用して下さい。下記の例を参考にしてください。

株式会社 摂津 → (株) 摂津
摂津 株式会社 → 摂津 (株)
※法人の略語の例 有限会社 → (有) 公益財団法人 → (公財) 一般財団法人 → (一財)
公益社団法人 → (公社) 一般社団法人 → (一社)

また、本店・本社との取引(見積書の提出、契約、及び代金の請求等の営業行為(以下「本店・本社取引」という。))を希望される場合は会社名のみ、委任を受けた支店・支社・営業所等との取引(見積書の提出、契約及び代金の請求等の営業行為(以下「支店・支社・営業所等との取引」という。))を希望される場合は、会社名と支店名等を記載してください。

本店・本社取引の場合は、会社名のみ 例) 摂津 (株)
支店・支社・営業所等との取引の場合は、会社名_支店・営業所名
例) 摂津 (株) 大阪支店

##### イ 個人の場合

個人営業の場合は、会社名と代表者名を記載してください。

下記の例を参考にしてください。

会社名_代表者名 例) 摂津商店 摂津太郎
-----------------------

(2) 商号又は名称（フリガナ）等の記載例

株式会社・有限会社等の法人名称、支店名等及び個人の場合の代表者名は省略して下さい。

(株) 摂津 → セツツ
摂津 (株) 大阪支店 → セツツ
摂津商店 摂津太郎 → セツツシヨウテン

## 第2章 様式ごとの注意事項

### 1. 登録フォーム

原則、登録フォームへの入力と関係書類の郵送が必要になります。ただし、パソコン環境等により登録フォームへの入力できない場合、様式7-1～様式8-2と返信用封筒をご提出いただくことで、紙での申請も可能です。

#### (1) 登録フォームのリンクについて

摂津市ホームページに登録フォームのリンクがありますので、そちらをクリックしてください。

### 申請方法・必要書類について

はじめに、「登録フォーム」により、必要な申請事項を入力してください。申請事項入力後、データを送信しますと受付番号が表示されます。表示された受付番号を様式No1「受付書兼送付書類チェックリスト」にご入力ください。

「登録フォーム」への入力完了後、関係書類を郵送にて提出してください。

申請区分によって必要様式等が異なりますので、必ず該当する様式をお使いください。

#### (1) 登録フォーム

① [1.「登録フォーム」への入力（追加登録用）](#)

② [2.「登録フォーム」への入力（業種の追加・変更、希望順位の変更用）](#)

登録フォームのリンクです。

**1.「登録フォーム」への入力（追加登録用）**

をクリックしてください。

(2) 登録フォームの入力について（「入力1」画面）

「入力1」画面では、商号や住所などの基本情報を入力していただきます。

入力フォーム

1 入力1 2 入力2 3 入力3 4 入力4 7 完了

このマークがあるものは、入力必須項目です。

下記のフォームにご入力をお願いします。

**有効期間**  
令和5年度～令和6年度（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

**Q1. 過去の摂津市への登録状況を入力してください。** **必須**

今回が初めての登録  
 過去に登録をしたことがある

**Q2. 登録する業者名を入力してください。** **(全角)** **必須**

商号又は名称 ※委任がある場合は支店・営業所などの名称まで記入してください。個人営業の場合は代表者名まで記入してください。 **必須**

例) 「摂津商店 (株) 大阪支店」、「摂津商店 摂津太郎」など  
例) 「摂津商店 (株) 大阪支店」、「摂津商店 摂津太郎」など

商号又は名称の記載例  
株式会社 摂津 → (株) 摂津  
摂津 株式会社 → 摂津 (株)

法人の略語の例  
有限会社 → (有) 公益財団法人 → (公財) 一般財団法人 → (一財)  
公益社団法人 → (公社) 一般社団法人 → (一社)

商号又は名称 (フリガナ) ※株式会社等の法人名称、支店名等及び個人営業の場合の代表者名は省略してください。 **必須**

例) セツツシヨウテン

商号又は名称 (フリガナ) の記載例  
(株) 摂津 → セツツ  
摂津 (株) 大阪支店 → セツツ  
摂津商店 摂津 太郎 → セツツシヨウテン

**入力内容を一時保存する** をクリックすると一時保存され、同じブラウザで開くと続きから入力できます。  
なお、履歴 (キャッシュ) を削除すると一時保存も消えるのでご注意ください。

**Q9. 入札参加希望業種の区分を選択してください。** (複数選択可) **必須**

建設工事  設計監理等  その他

→ 次の画面へ進む **入力内容を一時保存する**

「入力1」画面の入力が終わりましたら**次の画面へ進む**をクリックして「入力2」画面の入力へ進んでください。

最終のデータ送信をする前であれば、「入力1」画面へ戻ることも可能です。

(2) 登録フォームの入力について（「入力2」画面）

「入力2～4」画面はそれぞれ、「入力2」画面は「建設工事」、「入力3」画面は「設計監理等」、「入力4」画面は「その他（物品等）」に関する情報を入力していただきます。（最大第4希望まで）

建設工事を希望しない場合は、「登録しない」にチェックを入れて「入力3」画面へ進んでください。

**「登録する」**にチェックを入れると、【第1希望】欄が表示されるので、プルダウンより希望業種を選択してください。（p.8～11の業種明細表を参照）

第1希望を選択すると、【第2希望】欄が表示されます。最大第4希望まで選択可能ですが、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審）の総合評定値（P点）が必要です。

- 101 土木
- 102 建築
- 103 大工
- 104 左官
- 105 とび・土工・コンクリート

※第1希望から第4希望までの中で、同じ業種を登録することはできません。

入札参加を希望した業種にかかる1級・2級・その他それぞれの技術者数の合計を記載してください。

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審）の技術職員数合計からの転記（実人数）ではありません。

(「入力2」画面の続き)

**Q32. 業者基本情報を入力してください。** 必須

資本金 ※経費より転記 必須

自己資本額 ※経費より転記 必須

建設業に従事する職員数(実人数) 必須

営業年数 ※経費より転記 必須

経営規模等評価結果通知書・総合  
評定値通知書(経審)の表題付近の資本  
金の欄より転記してください。

経営規模等評価結果通知書・総合  
評定値通知書(経審)の自己資本額  
及び利益額(X2)の欄より転記して  
ください。

千円

千円

人

年

(3) 登録フォームの入力について(「入力3」画面)

「入力3」画面は、「設計監理等」に関する情報を入力していただきます。(最大第4希望まで)

**Q49. 業者基本情報を入力してください。** 必須

資本金 必須

自己資本額 必須

営業年数 必須

財務諸表(貸借対照表)の資本金  
の項より転記してください。

財務諸表(貸借対照表)の資本金・準備金・  
積立金・未処分利益(損失)等の合計を転記  
してください。

千円

千円

年

**Q50. 職員数(実人数)を入力してください。** 必須

技術職員合計(実人数) 必須

技術職員以外の合計(実人数) 必須

**Q51. 技術関係職員(常雇)の有資格者数を入力してください。**

※一人の方が複数の資格を取得している場合は、それぞれに計上してください。

【建築】一級建築士の人数 必須

0

**Q52. 補償や事務に関する人数を入力してください。**

※一人の方が複数の資格を取得している場合は、それぞれに計上してください。 必須

【補償】不動産鑑定士の人数 必須

0

有資格者数を記載してください。実際の人数を記載する「Q50.」と異なり、一人の方が複数の資格を取得している場合は、それぞれに計上してください。

人

人

(4) 登録フォームの入力について（「入力4」画面）

「入力4」画面は、「その他（物品等）」に関する情報を入力していただきます。（最大第4希望まで）

Q62. 業者基本情報を入力してください。 **必須**

直前決算売上高合計 ※財務諸表（損益計算書）などより転記 **必須**

千円

財務諸表（損益計算書）の売上の  
項より転記してください。  
入札参加希望業種にかかる売上高  
の合計ではありません。

(5) 登録フォームの入力について（「入力5」画面、「確認」画面）

「入力5」画面は、口座情報と入力結果を通知するメールアドレスを入力していただきます。入力後、画面下部の **確認画面へ進む** をクリックすると「入力1～5」画面の入力内容を確認することができます。

← 1つ前の画面に戻る

→ **確認画面へ進む**

📄 入力内容を一時保存する

「確認」画面にて今までの入力内容を確認し、修正が無ければ **送信** をクリックしてデータを送信してください。

← 最初に戻る

← 1つ前の画面に戻る

→ **送信**

一度送信したデータの修正は、業者様ではできませんのでご注意ください。  
(やむを得ず修正する必要がある場合は、財政課までご連絡ください。)

(6) 送信完了後

送信完了後、受付番号が表示されます。この受付番号は、必要書類No1「受付書 兼 送付書類チェックリスト (p.12 参照)」にご入力いただきます。

そのため、**入力内容を印刷する**をクリックして印刷するほか、メモを取るなど、必ず控えを取るようにしてください。



入力フォーム

入力1 入力2 入力3 入力4 入力5 確認 完了

送信完了

ご入力ありがとうございました。

表示されている受付番号をメモし、「受付書 兼 送付書類チェックリスト」の受付番号欄にご記入をお願いいたします。  
また、必要書類を1月20日（必着）までに財政課へご郵送をお願いいたします。

< 受付番号: R05NS00000279 >

入力内容を印刷する

最初の画面に戻る



受付番号を必ずお控えください。

# 業種明細表

## 1) 建設工事

コード	業種名	内容及び工事の例
101	土木	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）、道路工事、水道管布設工事、水路工事、護岸工事、堤防工事、土木工作物の解体、除去工事など土木一式工事
102	建築	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事。建築新築、増築工事など建築一式工事
103	大工	大工工事、型枠工事、造作工事
104	左官	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
105	とび・土工・コンクリート	とび工事、くい工事、土工事、掘削工事、コンクリート工事、地盤改良工事、道路付属物設置工事 等
106	石	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
107	屋根	屋根ふき工事
108	電気	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
109	管	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、管内更生工事、ダクト工事
110	タイル・レンガブロック	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
111	鋼構造物	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
112	鉄筋	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
113	ほ装	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
114	しゅんせつ	しゅんせつ工事
115	板金	板金加工取付け工事、建築板金工事
116	ガラス	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
117	塗装	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
118	防水	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
119	内装仕上	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
120	機械器具設置	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事



### 1) 建設工事 (続き)

コード	業種名	内容及び工事の例
121	熱絶縁	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
122	電気通信	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
123	造園	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
124	さく井	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
125	建具	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
126	水道施設	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
127	消防施設	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
128	清掃施設	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
129	解体	工作物解体工事

### 2) 設計監理等

コード	業種名	主要取扱い業務の例
241	土木設計	土木一般 (道路・橋梁・鋼構造及びコンクリート)、下水道、造園、上水道及び工業用水道、都市計画及び地方計画、土木その他 (工事監理・施工計画・施工設備、河川・砂防・海岸、農業土木、森林土木、電力土木 等) 等
242	建築設計	建築設計・監理、設備設計 等
243	測量	測量一般、航空測量、各種台帳作成 (道路、上下水道、公園 等) 等
244	地質調査	地質・土質調査 等
245	補償	不動産鑑定、補償関連、家屋調査、補償その他 (土地調査・土地評価・物件・営業補償・特殊補償・登記手続き 等) 等

### 3) その他

コード	業種名	主要取扱い業務 (品目) の例
361	機械器具・工具	産業用機械器具、産業用電気機械器具、工作用機械器具、理化学機器、通信用機械器具、農業用機械器具、建設用機械器具、計測測定機械器具 等
362	建設資材	鉄鋼・非鉄製品、鋳鉄製品、セメント・骨材、アスファルトコンクリート他、木材、コンクリート製品、仮設資材、建築金物、造園芸資材、塗装材料 等

3) その他 (続き)

コード	業種名	主要取扱い業務 (品目) の例
363	看板・標識・旗	各種看板、掲示板、標示板、交通安全用品、旗・のぼり・懸垂幕、腕章、選挙用品 (ポスター掲示設置・撤去含む) 等
364	水道資材	水道関連用品、鋳鉄管、塩化ビニールパイプ 等
365	消防・防災	避難器具、救助器具、消火器、消防用ホース、消防ポンプ、化学消火薬剤、防災無線設備、各種報知器、防災用品、防災被服、消防用自動車 (消防ポンプ自動車・救助工作車・救急車等)、消防設備保守・点検 等
366	家電製品	照明器具、舞台照明機器、テレビ・ビデオ・ステレオ、洗濯機、レンジ 等
367	空調機器	冷暖房機器、空調機器 等
368	厨房器具	流し台・調理台、冷凍冷蔵庫、配膳車、給湯器、食器洗浄・消毒機器、生ゴミ処理機、学校給食用設備・器具・容器・食器類 等
369	事務用品	事務用文具、各種紙類、机、椅子、各種キャビネット類、書架、金庫等、オフィスアクセサリ、印章・ゴム印、事務用機器 (複写機・印刷機・シュレッダー等)、事務用機器用品 (トナー・ストックフォーム等)、情報処理用機器 (パソコン・ワープロ・ファクシミリ等)、情報処理用品 (磁気テープ・フロッピーディスク・ディスクパック等) 等
370	教材・玩具・楽器	学校教材・教具、教育機器、理科実験器具、実習用機器、視聴覚教育機器、教育用ビデオソフト、特別教室用品、保健・保育用品、保健・保育用教材、教育図書、図書館用品、和・洋楽器、楽譜、CD・レコード 等
371	図書	各種新聞、雑誌、書籍、追録、地図 等
372	印刷・製本	オフセット印刷、活版・平板印刷、フォーム印刷、シール印刷、特殊印刷、製本、印刷物のデザイン・編集、地図・航空写真、発送代行 (封入封緘含む) 等
373	写真	カメラ、フィルム (医療用除く)、現像、プリント、写真材料 等
374	衣料	作業服、制服、防寒服、白衣、肌着、帽子、靴下、タオル、手袋、各種糸、寝具類 等
375	ゴム・皮革	革靴、作業靴、安全靴、長靴、カバン、ベルト、軍手・革手袋、雨具 等
376	記念品・時計・貴金属	記念品・贈答品、時計、カップ・トロフィー、メダル、眼鏡、貴金属 等
377	百貨	百貨店、スーパー、総合商社 等
378	医療材料・医療機器	衛生材料、医療用フィルム、医療用ベッド、医療用機械器具 等
379	薬品類	一般家庭薬品、医家向薬品、検査試薬、ワクチン、血清、医療用酸素、工業用薬品、各種防疫剤 等
380	介護用品	車椅子、杖、補聴器、義手・義足、コルセット、靴型装具、短下肢装具、リハビリ器具、特殊入浴装置、特殊寝台 等
381	日用品	金物類、清掃用具・用品類、日用雑貨品、陶磁器、ガラス容器、家庭用食器類、石鹸・洗剤類、各種ゴミ袋、包装・梱包材料 等
382	食料品	米穀類、野菜、肉、鮮魚、果物、菓子、茶、コーヒー、乳製品、酒類、給食材料、清涼飲料水、各種調味料、仕出し、弁当、折詰、惣菜 等
383	スポーツ用品	全スポーツ用品、スポーツウエア、スポーツシューズ、スポーツ用機械・器具、屋内・屋外遊具 等
384	マイクロフィルム作成	コピー、青写真、マイクロ写真撮影 等

3) その他 (続き)

コード	業種名	主要取扱い業務 (品目) の例
385	車両	軽乗用・軽貨物・小型乗用・小型貨物・普通乗用・普通貨物、マイクロ・中型・大型バス、大型貨物自動車の販売・修理、塵芥収集車、バキューム車等特殊車両の販売・修理、車検整備、各種車両の板金・塗装、電装品、タイヤ・チューブ、バッテリー、自動車用品、自転車、自動二輪車、原付等の販売・修理、船舶関係 等
386	燃料	ガソリン、灯油、重油、軽油、潤滑油、LPガス、高圧ガス、自動車用天然ガス、炭、薪 等
387	建物等総合管理	各種清掃 (庁舎・事務所・入院施設・ボイラー・煙突・浄化槽・貯水槽・道路・水路・河川・公園・公衆便所・除草・草刈等)、各種保守・点検 (空調・電気・通信機器・冷暖房・昇降機・舞台設備・情報処理装置・自動扉・ボイラー等設備・浄化槽・貯水槽・浄水場・ポンプ場・噴水施設等)、警備・受付 (施設警備・機械警備・電話交換・受付・案内等)
388	窓ガラス清掃	公共施設・オフィス等の窓ガラス清掃
389	不動産鑑定	不動産鑑定評価・登記手続 等
390	環境調査	計量証明事業 (大気測定・騒音・振動測定・産業廃棄物・土壌分析等) 作業環境測定、環境調査 等
391	水質・漏水・管渠調査	各種水質検査・測定・分析、上下水道漏水調査、下水道管渠内調査 等
392	文化財発掘調査	埋蔵文化財発掘調査、遺物調査 等
393	臨床検査	一般検査、血液検査、生化学検査、血清検査、輸血検査、微生物検査 等
394	運搬・輸送	一般廃棄物処理 (収集・運搬・処分を含む)、産業廃棄物処理 (収集・運搬・処分を含む)、特別管理産業廃棄物処理 (収集・運搬・処分を含む)、金属等リサイクル、古紙等リサイクル、一般運送、特定貨物運搬、美術品運搬、土砂運搬、保管、貸切バス、タクシー借上 等
395	業務委託	人材派遣業務、翻訳・通訳・速記・会議録作成、旅行斡旋、調査 (市場・統計・世論等)・分析・計画、クリーニング、寝具乾燥、医療事務、集団検診、予防接種、検針・料金徴収、広告代理、映画・ビデオ製作、福祉サービス、給食業務、施設等管理運営委託、自動車運転代行、動植物飼育、運動場整備、催事関係業務 (イベント企画・会場設営・展示・音響・舞台照明・操作等) 害虫等駆除・消毒、樹木維持管理 等
396	リース・レンタル	仮設ハウス・トイレ、植木、機械器具、車両、OA機器・事務用機器、医療機器、介護用品、被服、寝具、オムツ 等
398	家具・室内装飾	スチール・木製家具 (製作・修繕含む)、じゅうたん、ガラス、畳、建具、カーテン、暗幕、ブラインド、シート、マット、美術工芸品・骨董品、簡易間仕切り、リフォーム 等
399	情報処理	システム開発 (システム・プログラム開発)、コンピュータ及びシステムの保守点検、通信サービス (情報提供・プロバイダ)、データ入力、計算 等
400	その他	他のいずれにも該当しない場合
402	葬祭業	葬祭業

## 2. 受付書 兼 送付書類チェックリスト

### (1) 受付番号について

登録フォームからデータ送信完了後、受付番号が表示されます。表示された受付番号を、「受付書 兼 送付書類チェックリスト」にご入力ください。(p. 7 の送信完了画面を参照)

### (2) 申請書類に関する問い合わせ先について

後のチェックで書類の不備や不明な点が発見された場合にお電話等をする事がありますので、記載内容について説明できる方の連絡先を記載してください。

### (3) 確認欄について

処理を円滑に進めるため、必ずチェックしてから送付してください。

受付書 兼 送付書類チェックリスト							
業者名							
申請書類に関する問い合わせ先	担当部署名		電話		FAX		
	担当者名		Eメールアドレス				
登録フォームからの入力		<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未	<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;">           受付番号 <input style="width: 150px;" type="text"/>  <small>※登録フォームから入力した後、表示される受付番号を記入してください。</small> </div>			
確認欄	市 処理欄	No	書類名	工事	設計 監理等	その他	備考
		1	受付書兼送付書類チェックリスト	本市指定様式	○	○	○

## 3. 営業の沿革（様式1）

同様の内容が記載されていれば、摂津市指定様式以外でも結構です。

## 4. 営業所一覧表（様式2）

同様の内容が記載されていれば、摂津市指定様式以外でも結構です。

## 5. 工事経歴書・業務経歴書・営業実績書（様式3）

(1) 建設工事・・・工事経歴書（様式3-1）

(2) 設計監理等・・・業務経歴書（様式3-2）

(3) その他・・・営業実績書（様式3-3）

申請する業種ごとに、できるだけ公共事業の取引状況を記載してください。

なお、同様の内容が記載されていれば、摂津市指定様式以外でも結構です。

○営業実績書（様式 3-3）の記載例  
 主に事務用品（パソコン等）を扱う業者の例

（様式 3-3）

営業実績書（その他）

発注者	品名等	契約金額（円）	契約期間
吹田市	パソコン1式（25台）	4,725,000	自平成23年5月10日至平成23年8月10日
大阪府	ネットワーク機器 1式	210,000	自平成23年10月1日至平成23年10月31日
茨木市	プリンタ 1式（4台）	840,000	自平成24年6月20日至平成24年9月20日
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

6. 技術職員名簿（様式 4）

（1）建設工事・・・技術職員名簿①（様式 4-1）

次ページの記載要領にしたがって記載してください。なお、同様の内容が記載されていれば、摂津市指定様式以外（経営規模等評価にかかる技術職員名簿等）でも結構です。

（様式 4-1）

技術職員名簿（建設工事）

氏名	生年月日	技術職員 区分	有資格区分	監理技術者資格 者証交付番号
摂津 太郎	昭和 30. 1. 15	①	37	〇〇〇〇〇〇
大阪 次郎	昭和 31. 2. 16	①	13	〇〇〇〇〇〇
岡山 一郎	昭和 42. 3. 17	2	14	〇〇〇〇〇〇
山口 二郎	昭和 43. 4. 18	2	38	〇〇〇〇〇〇
広島 花子	昭和 44. 5. 19	2	68	〇〇〇〇〇〇
福岡 三郎	昭和 55. 6. 20	3	71	〇〇〇〇〇〇
長崎 四郎	昭和 56. 7. 21	3	56	〇〇〇〇〇〇
愛知 花子	昭和 57. 8. 22	3	02	〇〇〇〇〇〇
京都 五郎	昭和 58. 9. 23	3	02	〇〇〇〇〇〇
神戸 六郎	昭和 59. 10. 24	3	96	〇〇〇〇〇〇

指定建設業監理  
 技術者資格者証  
 （監理技術者講  
 習修了証）の番号  
 を記入する。免状  
 等の番号は記入  
 しない。

次ページの技術  
 者資格区分表の  
 コードを記入。

技術者区分ごと  
 にまとめて記入  
 する。

記載要領

1. この名簿は建設業法（以下「法」という。）第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはロ又はハに該当する者全員について20人ごとに作成すること。
2. 「技術職員区分」の欄には、技術者資格区分表の分類に従い、一級技術者については1を、二級技術者については2を、その他の技術者については3を記載すること。
3. 「有資格区分」の欄には、技術職員区分に対応する法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハ（法第7条第2号ハに該当又は法第15条第2号イについては、当該技術者の有する資格等の区分）については技術者資格区分表の分類に従い該当するコードを記入すること。
4. 「監理技術者資格者証交付番号」の欄には、法第27条の18第1項の規定により指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けているものについてその交付番号を記入すること。
5. 技術職員区分の1、2、3の区分ごとにまとめて記入すること。

技術者資格区分表

法令	コード	資格区分	技術職員区分		
			1	2	3
	01	法第7条第2号イに該当 大卒3年・高卒5年			○
	02	法第7条第2号ロに該当 10年			○
	03	法第15条第2号ハに該当（同号イと同等以上）			○
	04	法第15条第2号ハに該当（同号ロと同等以上）			○

建設業法	11	一級建設機械施工技士	○		
	12	二級 〃 (第1種から第6種)		○	
	13	一級土木施工管理技士	○		
	14	二級 〃 (土木)		○	
	15	二級 〃 (鋼構造物塗装)		○	
	16	二級 〃 (薬液注入)		○	
	20	一級建築施工管理技士	○		
	21	二級 〃 (建築)		○	
	22	二級 〃 (躯体)		○	
	23	二級 〃 (仕上げ)		○	
	27	一級電気工事施工管理技士	○		
	28	二級 〃		○	
	29	一級管工事施工管理技士	○		
	30	二級 〃		○	
	33	一級造園施工管理技士	○		
34	二級 〃		○		

建築士法	37	一級建築士	○		
	38	二級 〃		○	
	39	木造 〃		○	

技 術 士 法	4 1	建設・総合技術監理（建設）	○		
	4 2	建設「鋼構造及びコンクリート」 ・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	○		
	4 3	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	○		
	4 4	電気電子・総合技術監理（電気電子）	○		
	4 5	機械・総合技術監理（機械）	○		
	4 6	機械「流体力学」又は「熱工学」 ・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）	○		
	4 7	上下水道・総合技術監理（上下水道）	○		
	4 8	上下水道「上水道及び工業用水道」 ・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）	○		
	4 9	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	○		
	5 0	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）	○		
	5 1	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	○		
	5 2	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	○		
	5 3	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）	○		
	5 4	衛生工学「廃棄物処理」 ・総合技術監理（衛生工学「廃棄物処理」）	○		

電気工事士法	5 5	第一種電気工事士		○	
	5 6	第二種 〃 3年			○

電気事業法	5 8	電気主任技術者（第一種から第三種） 5年			○
-------	-----	----------------------	--	--	---

電気通信事業法	5 9	電気通信主任技術者 5年			○
---------	-----	--------------	--	--	---

水道法	6 5	給水装置工事主任技術者 1年			○
-----	-----	----------------	--	--	---

消防法	6 8	甲種消防設備士		○	
	6 9	乙種 〃		○	

職 業 能 力 開 発	7 1	建築大工（一級）		○	
		〃（二級）			○
	7 2	左官（一級）		○	
		〃（二級）			○
	7 3	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工（一級）		○	
		〃（二級）			○
	6 6	ウェルポイント施工（一級）		○	
		〃（二級）			○
	7 4	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（一級）		○	
		〃（二級）			○
7 5	給排水衛生設備配管（一級）		○		

促進法※		〃 (二級)			○
	76	配管・配管工 (一級)		○	
		〃 (二級)			○
	77	タイル張り・タイル張り工 (一級)		○	
		〃 (二級)			○
	78	築炉・築炉工・れんが積み (一級)		○	
		〃 (二級)			○
	79	ブロック建築・ブロック建築工 コンクリート積みブロック施工 (一級)		○	
		〃 (二級)			○
	80	石工・石材施工・石積み (一級)		○	
		〃 (二級)			○
	81	鉄工・製罐 (一級)		○	
〃 (二級)				○	

法令	コード	資格区分	技術職員区分		
			1	2	3
職業能力開発促進法※	82	鉄筋組立・鉄筋施工「鉄筋施工図作成作業」 及び「鉄筋組立作業」 (一級)		○	
		〃 (二級)			○
	83	工場板金 (一級)		○	
		〃 (二級)			○
	84	板金「建築板金作業」・建築板金 板金工「建築板金作業」 (一級)		○	
		〃 (二級)			○
	85	板金・板金工・打出し板金 (一級)		○	
		〃 (二級)			○
	86	かわらぶき・スレート施工 (一級)		○	
		〃 (二級)			○
	87	ガラス施工 (一級)		○	
		〃 (二級)			○
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工 (一級)		○	
		〃 (二級)			○
	89	建築塗装・建築塗装工 (一級)		○	
		〃 (二級)			○
	90	金属塗装・金属塗装工 (一級)		○	
		〃 (二級)			○
	91	噴霧塗装 (一級)		○	
		〃 (二級)			○
67	路面表示施工		○		
92	畳製作・畳工 (一級)		○		
	〃 (二級)			○	



	9 3	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工 床仕上げ施工・表装・表具・表具工（一級）		○	
		〃 （二級）			○
	9 4	熱絶縁施工（一級）		○	
		〃（二級）			○
	9 5	建具製作・建具工・木工「建具製作」 カーテンウォール施工・サッシ施工（一級）		○	
		〃 （二級）			○
	9 6	造園（一級）		○	
		〃（二級）			○
	9 7	防水施工（一級）		○	
		〃（二級）			○
	9 8	さく井（一級）		○	
		〃（二級）			○

法 令	コード	資格区分	技術職員区分		
			1	2	3
その他	4 0	登録基礎ぐい工事試験		○	
	6 1	地すべり防止工事 1年			○
	6 2	建築設備士 1年			○
	6 3	計装 1年			○
	6 0	登録解体工事試験		○	
	6 4	基幹技能者	○		
	9 9	その他			○

注：資格区分右端の年数は、免許取得後の実務経験必要年数です。

当該必要年数実務を経験して初めて資格としての効力を認めます。

※職業能力開発促進法に係る資格の等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験が必要です。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた場合は、実務経験1年以上が必要です。

(2) 設計監理等・・・技術職員名簿② (様式4-2)

下記の記載例にしたがって記載してください。なお、同様の内容が記載されていれば、摂津市指定様式以外でも結構です。

(様式4-2)

技術職員名簿 (設計監理等)

氏名	生年月日	法令等による免許等		資格者証等交付番号
		名 称	取得年月日	
摂津 太郎	昭和 30. 1. 15	〇〇〇〇〇	平成 5. 1. 15	〇〇〇〇〇〇
大阪 次郎	昭和 31. 2. 16	〇〇〇〇〇	平成 6. 2. 16	〇〇〇〇〇〇
岡山 一郎	昭和 42. 3. 17	〇〇〇〇〇	平成 10. 3. 17	〇〇〇〇〇〇
山口 二郎	昭和 43. 4. 18	〇〇〇〇〇	平成 11. 4. 18	〇〇〇〇〇〇
広島 花子	昭和 44. 5. 19	〇〇〇〇〇	平成 12. 5. 19	〇〇〇〇〇〇
福岡 三郎	昭和 55. 6. 20	〇〇〇〇〇	平成 13. 6. 20	〇〇〇〇〇〇
長崎 四郎	昭和 56. 7. 21	〇〇〇〇〇	平成 14. 7. 21	〇〇〇〇〇〇
愛知 花子	昭和 57. 8. 22	〇〇〇〇〇	平成 15. 8. 22	〇〇〇〇〇〇
京都 五郎	昭和 58. 9. 23	〇〇〇〇〇	平成 16. 9. 23	〇〇〇〇〇〇
神戸 六郎	昭和 59. 10. 24	〇〇〇〇〇	平成 17. 10. 24	〇〇〇〇〇〇

業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。

7. 使用印鑑届 (様式5)

(1) 使用印の欄について

社印は使用印としないでください。

また、入札・見積書・契約書・請求書等にも使用していただきますので、常時使用できる印鑑を使用印としてください。

(2) 申請者または受任者の欄について

下記の記載例を参照してください。

○本店・本社取引の場合 〒 566-0022

所在地 大阪府摂津市三島一丁目1番1号

フリガナ セツツ

商号又は名称 摂津 (株)

フリガナ セツツ タロウ  
代表者職氏名 代表取締役 摂津 太郎

電話番号 06 ( 6383 ) 1111

○支店・支社・営業所等での取引の場合

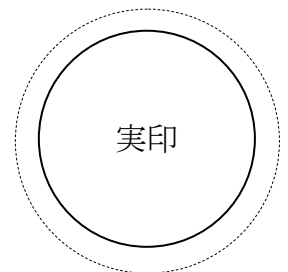
〒	566-0001
所在地	大阪府摂津市千里丘一丁目1番1号
フリガナ	セツツ
商号又は名称	摂津（株） 大阪支店
フリガナ 代表者職氏名	セツツ イチロウ 支店長 摂津 一郎
電話番号	072 ( 638 ) 0007

8. 委任状（様式6）

本店・本社以外で取引を希望される場合は委任状を送付してください。下記の例を参考にしてください。

申請者

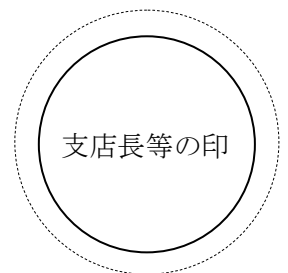
所在地 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号  
商号又は名称 摂津（株）  
代表者職氏名 代表取締役 摂津 太郎



次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者

所在地 大阪府摂津市三島一丁目1番1号  
商号又は名称 摂津（株） 大阪支店  
代理人氏名 支店長 摂津 一郎  
(支店長等)



9. 業者カード（様式7）  
 (1) 建設工事（様式7-1）

登録フォームに入力の場合は、  
 様式7-1～様式8-2まで提出不要

ア 入札参加希望工事欄について

○記載例 第1希望：建築、第2希望：土木、第3希望：管の場合

経審（後述）より転記。

希望 順位	入札参加希望業種		1. 一般 2. 特定	右の平均年間完成工事高 のうち官公庁受注分	2年平均 年間完成工事高	評 点 (X <sub>1</sub> )	総合数値 (P)
	コード	建設工事業種名					
1	102	建 築	2	(A) 3,456,789 千円	(E) 4,567,890 千円	972	925
2	101	土 木	2	(B) 1,234,567	(F) 2,345,678	922	1007
3	109	管	1	(C) 123,456	(G) 234,567	596	796
4				(D)	(H)		
合 計				(A)+(B)+(C)+(D) 4,814,812	(E)+(F)+(G)+(H) 7,148,135		

(E)～(H)のうち、  
 官公庁受注分のみを  
 記載。

総合評定値（総合数値）P点  
 を記載してください。Z評点  
 ではありません。

上記の工事高の合計金額です。  
 経審（後述）の完成工事高合計ではあ  
 りませんのでご注意ください。

イ 平均年間完成工事高の欄について

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下、「経審」といいます。）の完成工  
 事高の平均されている年（2年または3年）の”2”または”3”を記入してください。

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> <span style="font-size: 1.2em;">2</span> </div> 年平均 年間完成工事高
---

”2”または”3”を記入

ウ 資本金・技術者等の欄について

○記載例

登録フォームに入力の場合は、  
様式7-1～様式8-2まで提出不要

資本金	4,321,098	千円
自己資本額	3,210,987	千円
実人数 建設業に従事 する職員数	876	人
有資格者数	(I) 1級技術者数	321
	(J) 2級技術者数	147
	(K) その他 技術者数	234
営業年数	34	年

経審表題付近の資本金の欄より記載

経審の自己資本額及び利益額 (X2) の欄より記載

入札参加を希望した業種にかかる1級・2級・その他それぞれの技術者数の合計 (累計) を記載すること。

経審の技術職員数合計からの転記 (実人数) ではありません。

経審のその他の審査項目 (W) の欄より記載

エ 技術者数内訳の欄について

○記載例

技術者 (有資格者数) の一級・二級・その他の合計と技術者数内訳の合計欄は一致させてください。

建築一式を入札参加希望した場合は、技術職員数の欄から1級・2級・その他の職員数の合計 (累計) を記載すること。(以下土木、電気も同様。)

技術者数内訳 (有資格者数)	建築 (L)	345	人 (うち監理技術者 45 人)	(P)
	土木 (M)	234	人 (うち監理技術者 34 人)	(Q)
	電気 (N)	0	人 (うち監理技術者 0 人)	(R)
	その他 (O)	123	人 (うち監理技術者 12 人)	(S)
	合計	702		人 (うち監理技術者 91 人)

左記技術者のうち、監理技術者の資格者数を記載。(以下同じ。)

希望した業種が上記3業種以外の場合、その希望した業種にかかる技術職員数の合計を記載すること。

上記の職員数の合計です。(入札参加を希望した業種にかかる有資格者 (累計) の合計になります。)

技術職員数合計からの転記 (実人数) ではありません。

入札参加を希望していない業種は、経営規模等評価結果を受けていても記載しないでください。

(2) 設計監理等 (様式 7-2)

登録フォームに入力の場合は、  
様式 7-1 ~ 様式 8-2 まで提出不要

ア 入札参加希望業務欄について

○記載例 第1希望：建築設計、第2希望：土木設計 の場合

希望 順位	入札参加希望業種		取扱業務内容 ※具体的に記載してください。	直前決算完成業務高 のうち官公庁受注分	2年平均 年間完成工事高
	コード	設計監理等業種名			
1	102	建築設計	建築物設計・監理	(A) 567,890 千円	(E) 1,234,567 千円
2	101	土木設計	下水道管渠設計 道路設計・橋梁設計	(B) 345,678	(F) 987,654
3				(C)	(G)
4				(D)	(H)
合 計				(A)+(B)+(C)+(D) 913,567	(E)+(F)+(G)+(H) 2,222,221

イ 職員数の欄について

○記載例

上記業務高の合計金額を記載。

職 員 数	技術職員 合計 (実人数)	技術関係職員数(有資格者数)	建 築	
			(I) 人	35
	技術職員 以外合計		二級建築士	5 人
	(実人数)		その他	0 人
	(J) 人		技術士	5 人
	3		測量士	0 人
	職員合計		測量士補	0 人
	(実人数)		一級土木施行 管理技士	20 人
	(I)+(J) 人		二級土木施行 管理技士	10 人
	38		その他	0 人
			電気	0 人
			機械	0 人
			その他	0 人
			不動産鑑定士	0 人
			不動産鑑定士補	0 人
			土地家屋調査士	0 人
			公共用地取得 実務経験者	0 人
			その他	0 人
			事務関係職員 (実人数)	3 人

有資格者数を記載してください。一人の方が複数の資格を取得している場合は、それぞれに計上してください。

実際的人数を記載してください。右欄の技術職員数の合計ではありません。

ウ 資本金・自己資本額の欄について

○記載例

財務諸表(貸借対照表)の資本金の項より転記。

資 本 金	自己資本額
50,000 千円	23,456 千円

財務諸表(貸借対照表)の資本金・準備金・積立金・未処分利益(損失)等の合計を転記。

(3) その他 (様式 7-3)

登録フォームに入力の場合は、  
様式 7-1 ~ 様式 8-2 まで提出不要

ア 入札参加希望業務欄について

○記載例 第 1 希望：事務用品、第 2 希望：情報処理 の場合

入札参加希望業務	希望順位	入札参加希望業種		取り扱い業務 (商品) ※具体的に記載してください。
		コード	その他業種名	
	1	369	事務用品	各社コンピュータ、プリンタ、ネットワーク機器類、 OA サプライ等
	2	399	情報処理	各種システム開発、ネットワーク構築、サーバー等構築 運用支援及び管理業務
	3			
	4			
直前決算売上高合計				56,789 <small>千円</small>

※業種コード 400 「その他」での登録数が大変多いので、なるべく具体的に業種を希望してください。

財務諸表 (損益計算書) の売上の項より転記してください。  
上記入札参加希望業種にかかる売上高の合計ではありません。

### 10. 基本情報登録書① (様式 8-1)

(1) 商号又は名称について

p. 1 の「第 1 章 2. 商号又は名称の表記について」を参照の上記載して下さい。

なお、電子計算機に入力しますので、カタカナの商号・名称の場合もフリガナは必ず記載してください。以下の記載例を参考にしてください。

○本店・本社取引の場合

フリガナ	セツツ
商号又は名称	(株) 摂津

○支店・支社・営業所等との取引の場合

フリガナ	セツツ
商号又は名称	(株) 摂津 大阪支店

登録フォームに入力の場合は、  
様式7-1～様式8-2まで提出不要

○個人営業の場合

フリガナ	セツツシヨウテン
商号又は名称	摂津商店 摂津 太郎

(2) 代表者職氏名について

下記の記載例を参照してください。

○本店の欄

代表者職氏名	<small>職名</small> 代表取締役	<small>氏名</small> 摂津 太郎
--------	----------------------------	----------------------------

○支店の欄

代表者職氏名	<small>職名</small> 支店長	<small>氏名</small> 摂津 一郎
--------	--------------------------	----------------------------

(3) 入札参加希望業種欄について

p. 8の業種明細表より「コード・業種名」4種類以内を希望する順に記載して下さい。

なお、建設工事について、申請する業種には建設業の許可及び経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P点）が必要です。

○記載例 1 建設工事の第1希望：建築、第2希望：土木、第3希望：管

2 設計監理等の第1希望：建築設計、第2希望：土木設計

3 その他の第1希望：建設資材 の場合

区分	業種（各区分、最高4業種までを希望順位ごとに業種明細より記入。）											
	順位	コード	業種名	順位	コード	業種名	順位	コード	業種名	順位	コード	業種名
1 建設工事	1	102	建築	2	101	土木	3	109	管	4		
2 設計監理等	1	242	建築設計	2	241	土木設計	3			4		
3 その他	1	362	建築資材	2			3			4		

1 1. 基本情報登録書②（様式8-2）

(1) 許可・登録を受けている事業について

その他（物品等）について、営業に際し許可・登録等が必要ない業種につきましては記載の必要はありません。



## 1 2. 口座振込届出書（様式 9）

### （1）口座番号の欄について

左詰めで記載してください。

### （2）口座名義欄（漢字）について

法人名称は略語を使用してください。

### （3）口座名義欄（フリガナ）について

誤りがありますと支払いができなくなりますので、必ず通帳をご確認いただき、通帳の名義どおりにご記載ください。なお、法人名称は略号を使用してください。

○記載例

フリガナ	カ) セツツ オオサカシテン
口座名義	(株) 摂津 大阪支店

### （4）申請書又は受任者の欄について

p. 18 の「7. 使用印鑑届（様式 5）の（2）申請者又は受任者の欄について」を参照してください。

### （5）金融機関コード・支店コードについて

数字 4 桁の金融機関コード、3 桁の支店コードの記入をお願いいたします。

キャッシュカード、通帳、金融機関ホームページ等でご確認ください。

※ゆうちょ銀行の場合、金融機関コードは「9900」、支店名・支店コードは「店番号」を記入してください。確認方法につきましては、以下をご参照ください。

ゆうちょ銀行ホームページ（振込用の店名・預金種目・口座番号）

[http://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kj\\_sk\\_fm\\_furikomi\\_2.html](http://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kj_sk_fm_furikomi_2.html)

## 1 3. 納税証明書

### （1）法人の場合

以下の納税証明書を送付してください。（コピー可。発行日は受付日の 6 か月前までです。）

非課税の場合も、非課税証明となる書類を送付してください（ただし、固定資産税については非課税証明は不要です。）

#### ア 法人市民税

本店・本社取引の場合は本店等の所在地の市町村が発行する証明書を、支店・支社・営業所等との取引の場合は、その支店等の所在地が発行する証明書を送付してください。なお、法人市民税については、直前の年度が証明されていれば結構です。

#### イ 固定資産税

本店・本社取引の場合は本店等の所在地の市町村が発行する証明書を、支店・支社・営業所等との取引の場合は、その支店等の所在地が発行する証明書を送付してください。な

お、固定資産税については、直前の年度が証明されていれば結構です。

また、自社ビル等として固定資産を所有している場合のみ、送付してください。賃貸等の場合は必要ありません。

ウ 法人税と消費税及び地方消費税

本店等の所在地の税務署が発行する証明（その3の3）を送付してください。

また、（その3）で送付される場合は法人税と消費税及び地方消費税が記載されているものを送付してください。

なお、（その1）では証明されている年度の未納がないことの証明にしかありませんので不十分です。

(2) 個人の場合

以下の納税証明書を送付してください。（コピー可。発行日は受付日の6か月前までです。）

ア 市民税

代表者の居住地の市町村が発行する証明書を送付してください。なお、市民税については、直前の年度が証明されていれば結構です。

イ 固定資産税

本店・本社取引の場合は本店等の所在地の市町村が発行する証明書を、支店・支社・営業所等との取引の場合は、その支店等の所在地が発行する証明書を送付してください。なお、固定資産税については、直前の年度が証明されていれば結構です。

また、自社ビル等として固定資産を所有している場合のみ、送付してください。賃貸等の場合は必要ありません。

ウ 申告所得税と消費税及び地方消費税

本店等の所在地の税務署が発行する証明（その3の2）を送付してください。

また、（その3）で送付される場合は申告所得税と消費税及び地方消費税が記載されているものを送付してください。

なお、（その1）では証明されている年度の未納がないことの証明にしかありませんので不十分です。

1.4. 登記簿謄本又は代表者身分証明書及び登記されていないことの証明書

(1) 法人の場合・・・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

法務局が発行する登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を送付してください。（コピー可。発行日は受付日の6か月前までです。）

(2) 個人の場合・・・身分証明書及び登記されていないことの証明書

以下の証明書を送付してください。（コピー可。発行日は受付日の6か月前までです。）

ア 身分証明書

代表者の本籍地の市町村が発行する身分証明書を送付してください。「禁治産又は準禁治産の宣告の通知、後見の登記の通知」と「破産に関する通知」の両方について証明され

ているものがが必要です。

※パスポートや運転免許証、健康保険証等ではありません。

証明書（見本）	
本籍	摂津市三島一丁目1番1号
氏名	摂津 太郎
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
証明事項 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていません。 成年被後見人の登記の通知を受けていません。 破産宣告の通知を受けていません。	
上記のとおりであることを証明します。 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
〇〇市長 〇〇 〇〇 印	

#### イ 登記されていないことの証明書

法務局が発行する登記されていないことの証明書を送付してください。「成年被後見人、被補佐人、被補助人とする記録がない」ことを証明しているものがが必要です。

※身分証明書では、「補佐の登記をしていない」ことや「補助の登記をしていない」ことの証明ができません。

登記されていないことの証明書（見本）	
①氏名	摂津 太郎
②生年月日	明治・大正・昭和・平成 西暦 〇〇年〇〇月〇〇日
③住所	大阪府 摂津市
	一丁目1番1号
④本籍 <input type="checkbox"/> 国籍	大阪府 摂津市
	一丁目1番1号
上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被補佐人、被補助人とする記録がないことを証明する。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
東京法務局 登記官 〇〇 〇〇 印	

#### 15. 印鑑証明書

##### (1) 法人の場合

法務局が発行する印鑑証明書を送付してください。（コピー可。発行日は受付日の6か月前までです。）

(2) 個人の場合

市町村が発行する印鑑証明書を送付してください。(コピー可。発行日は受付日の6か月前までです。)

16. 許可(登録)証明書

(1) 建設工事

建設業許可証明書のコピー及び登録を希望する本店又は支店の記載がある、建設業許可申請書の別紙2のコピーを送付してください。

(2) 設計監理等

登録証明書または登録更新通知のコピーを送付してください。

(3) その他

許可(登録)証明書等のコピーを送付してください。

なお、営業に際し許可・登録等が必要ない業種につきましては必要ありません。


17. 専任技術者証明書のコピー

申請(取引)を希望する本店または支店等に配置されている専任技術者の記載がある、建設業許可申請にかかる専任技術者証明書(新規・変更)または専任技術者証明書(更新)を送付してください。

18. 建設業退職金共済加入証明書

建設業退職金共済機構が発行する加入・履行証明書を送付してください。(コピー可。)

なお、未加入の場合は理由書を作成し、提出してください。以下に見本を示します。

建設業退職金共済未加入理由書	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
撰津市長様	
所在地	撰津市三島一丁目1番1号
商号又は名称	(株)撰津
代表者	代表取締役 撰津 太郎
	
当社は、令和5・6年度入札参加資格審査申請時点において、下記の理由により建設業退職金共済に加入していません。	
記	
当社の経営方針により、従来から自社社員の労働力のみで請負った工事を施行しており、共済加入対象労働者を雇用していないため。	

## 19. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を送付してください。(コピー可。)

なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書については、総合評定値P点の評価を受けていることが条件になります。

## 20. 財務諸表類

### (1) 法人の場合

貸借対照表、損益計算書を送付してください。(コピー可。)

### (2) 個人の場合

貸借対照表及び損益計算書、財務諸表を作成していない場合は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書を送付してください。(コピー可。)あるいは、確定申告書または市・府民税申告書のコピーでも結構です。

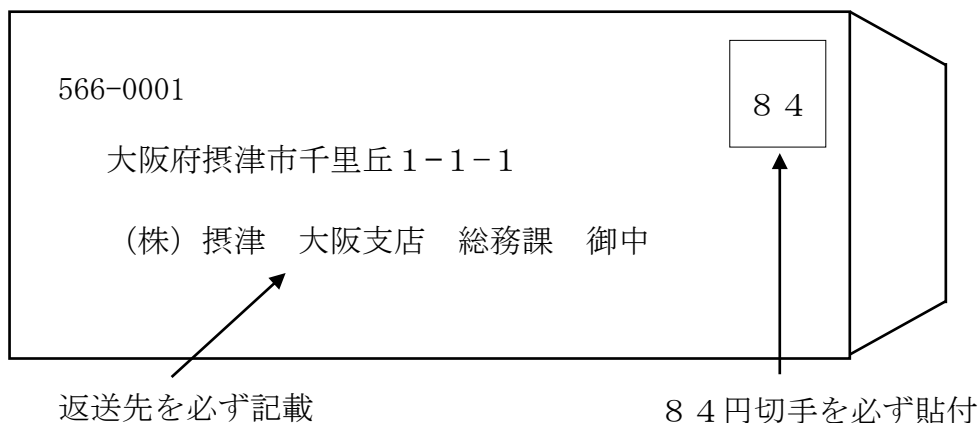
なお、直前決算が12か月に満たない場合は前期分も合わせて12か月分以上で作成してください。

**登録フォームに入力の場合は、返信用封筒は提出不要**  
**※登録フォームの場合、入力完了後に受付番号が表示されます。**

## 21. 受付番号通知用返信用封筒

受付番号を通知しますので、84円切手を貼付した長3の封筒に返信先の宛先を記載し、送付して下さい。

定型封筒 (長3)



### 第3章 事業協同組合として申請される場合の注意事項

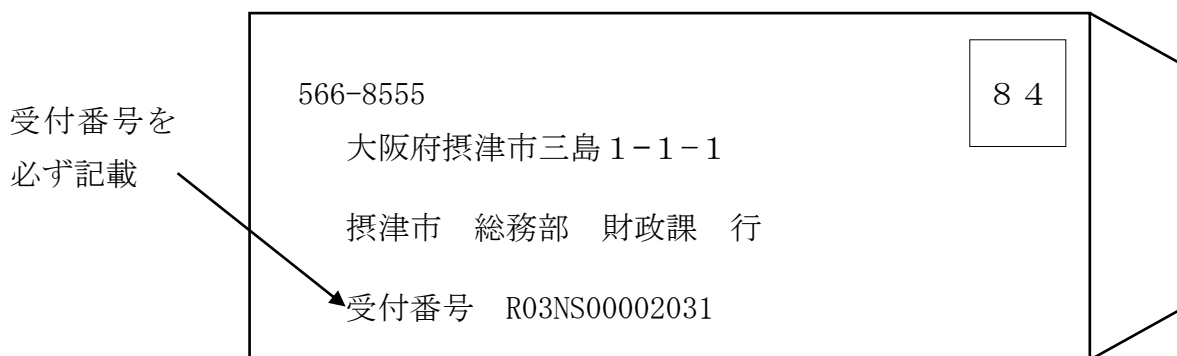
申請の際は、以下の書類も併せて提出してください。

- (1) 協同組合の定款
- (2) 役員名簿
- (3) 組合員全員の名簿

### 第4章 送付書類に不足・不備がある場合の注意事項

送付書類に不備がある場合は、お電話で確認をさせていただき、修正記入をさせていただく場合がありますので、受付書兼送付書類チェックリストの問い合わせ先欄には、申請書類の記載内容について説明できる方の連絡先を記載してください。

また、不足がある場合は、お電話または不足書類提出依頼書を送付いたしますので、確認の上、不足書類をお送り下さい。その際、封筒には受付番号を必ず記載して下さい。



なお記載不備の際、印鑑もれ等により再送付が必要な場合につきましては、お電話または不足書類提出依頼書を送付いたしますので、不足の場合と同様に、送付して下さい。

申請についての問い合わせ先

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号 摂津市 総務部 財政課

電話 06-6383-1329 (直通)

摂津市ホームページアドレス <http://www.city.settsu.osaka.jp/>